

四日市市にお住まいの方へ

令和2年9月～

# 子ども医療費 助成の対象を拡大します!

	変更前	変更後
所得制限	あり	なし
窓口負担無料化の 年齢範囲	未就学児 (小学校入学まで)	未就学児および 小・中学生

## 窓口負担無料の対象医療機関

未就学児…三重県内 | 小・中学生…市内および3町  
(四日市市、菰野町、朝日町、川越町)

### 受診される際に必要なもの

1

現物給付  
子ども医療費  
受給資格証

2

健康保険証

※現物給付 子ども医療費受給資格証を  
提示して受診する場合が対象です。  
忘れずにお持ちください!

ただし、次のときは窓口無料になりません。

- ①窓口無料化に対応していない医療機関等を受診したとき
- ②紹介なしの200床以上の病院での初診等で選定療養費がかかるとき
- ③現物給付 子ども医療費受給資格証を窓口で提示しなかったとき
- ④国民健康保険加入の方で入院等の際に限度額適用認定証を窓口で提示しなかったとき

以下の場合もご注意ください。

- ①保険外診療分や入院時の食事代または独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるものについては、子ども医療費の助成を受けられません。
- ②市外へ転出する場合は、受給資格証を速やかに返還してください。

適正な受診にご協力ください。

窓口無料化を将来にわたって継続するために、同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「はしご受診・重複受診」や、急病などやむを得ない場合以外で夜間・休日に受診する「コンビニ受診」は避けましょう。

お問い合わせは

四日市市 こども保健福祉課 給付係

TEL059-354-8083

(令和2年6月発行)